

市県民税 所得や所得控除の一覧

所得の計算

収入や支払いの金額は、令和7年1月1日～12月31日で集計します。

⑥給与所得 添付書類：なし

収入金額			所得金額
0円	～	650,999円	0円
651,000円	～	1,899,999円	収入-650,000円
1,900,000円	～	3,599,999円	収入×0.25 (1,000円未満切り捨て) ×2.8-80,000円
3,600,000円	～	6,599,999円	収入×0.25 (1,000円未満切り捨て) ×3.2-440,000円
6,600,000円	～	8,499,999円	収入×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上			収入金額-1,950,000円

⑦公的年金等の所得 添付書類：なし

※公的年金等の係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合

区分	収入金額	所得金額
65歳未満 (S36.1.2以降生)	0円 ～ 1,299,999円	収入金額-600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円
	10,000,000円以上	
65歳以上 (S36.1.1以前生)	0円 ～ 3,299,999円	収入金額-1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円
	10,000,000円以上	

所得金額調整控除

次の①、②に該当する場合は、それぞれの式により計算した金額を給与所得の金額から控除します。

① 紙与等の収入金額が850万円を超える、次のA～Cの場合

A 本人が特別障害者である場合 B 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者である場合 C 23歳未満の扶養親族がいる場合
所得金額調整控除=【紙与等の収入金額（最高1,000万円）-850万円】×0.1

②紙与所得と公的年金等の雑所得があり、それらの合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除=紙与所得（最高10万円）+公的年金等の雑所得（最高10万円）-10万円

所得控除の種類と計算

⑯、⑰について、令和7年12月31日時点で該当するか判断します。

⑬社会保険料控除 添付書類：社会保険料控除証明書、社会保険料の領収書

本人や生計を一にする配偶者その他の親族が負担する社会保険料で、本人が支払ったり、本人の給与などから差し引かれたりした保険料等の合計額。本人以外の親族分については、特別徴収されているものを除く

例：国民年金保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料など

⑭小規模企業共済等掛金控除 添付書類：小規模企業共済等掛金控除証明書、小規模企業共済等掛金の領収書

本人が支払った下記の掛金の合計額

- ・小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く。）に基づく掛金
- ・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）

⑮生命保険料控除 添付書類：生命保険料控除証明書（所得税の控除額とは異なります）

一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料をそれぞれ下記の表にあてはめ、算出された合計額（限度額70,000円）

【旧制度】平成23年12月31日以前に締結した保険契約

【新制度】平成24年1月1日以後に締結、更新等した保険契約

区分	支払った金額	控除額
旧制度	～15,000円	支払額全額
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
	70,001円～	35,000円

区分	支払った金額	控除額
新制度	～12,000円	支払額全額
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円
	56,001円～	28,000円

新旧両方を契約されている場合は、一般生命保険と個人年金保険料について、下記の3通りのいずれか有利な方法で計算
ア、新契約のみで申告 イ、旧契約のみで申告 ウ、新旧両契約で申告（ウは新旧それぞれ計算した合計額。限度額28,000円）

⑯地震保険料控除 添付書類：地震保険料控除証明書（所得税の控除額とは異なります）

地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ下記の表にあてはめ、算出された合計額（限度額25,000円）

区分	支払った金額	控除額
地震	～50,000円	支払額×1/2円
	50,001円～	25,000円

区分	支払った金額	控除額
旧長期	～5,000円	支払額全額
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
	15,001円～	10,000円

※ 1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払っている場合にはどちらか選択

⑰・⑪寡婦控除・ひとり親控除 添付書類：なし

配偶関係 扶養関係	本人の性別	控除額			控除名称
		死別・生死不明	離別	未婚	
有	子	男・女	30万円	30万円	ひとり親
	子以外	女	26万円	26万円	寡婦
無	女	26万円	—	—	寡婦

本人が下記のいずれかに該当する場合は対象外です。
 • 合計所得金額が500万円を超える場合
 • 住民票に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある場合
 • 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合

市県民税 所得控除の一覧（所得税の控除額とは異なります）

所得控除の種類と計算

⑯～⑰については、令和7年12月31日時点で該当するか判断します。

⑯勤労学生控除 添付書類：学校から交付される証明書（所得税の控除額とは異なります）

本人が学生で、勤労による合計所得金額が85万円以下、かつ、勤労以外の所得が10万円以下の場合 控除額：26万円

⑰障害者控除 添付書類：障害者手帳等のコピー（所得税の控除額とは異なります）

本人や同一生計配偶者、扶養親族が、障害者手帳や障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合

区分	本人が障害者の場合	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合
障害者		26万円
特別障害者		30万円
同居特別障害者		53万円

【特別障害者】 身体1・2級、精神1級、療育(A)の手帳または認定書の交付を受けた方
 【同居特別障害者】 特別障害者である控除対象配偶者・扶養親族で、申告者や配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居している者

⑱・⑲配偶者控除・配偶者特別控除 添付書類：なし（所得税の控除額とは異なります）

控除名称	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
		控除額		
配偶者控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円
		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除 (扶養人数としてはカウントされない)	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

生計を一にする所得133万円以下の配偶者（事業専従者を除く）が対象です。

※夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

⑳扶養控除 添付書類：なし

区分	控除額
一般扶養（S31.1.2～H15.1.1生） (H19.1.2～H22.1.1生)	33万円
特定扶養（H15.1.2～H19.1.1生）	45万円
老人扶養 (S31.1.1以前生)	38万円
同居	45万円

配偶者以外の親族で生計を一にしており、所得58万円以下の方（事業専従者を除く）が対象です。

※他の方と重複して適用することはできません。

※年少扶養親族は控除対象外ですが、均等割・所得割の課税判定となる扶養人数にはカウントされます。

㉑特定親族特別控除 添付書類：なし

控除名称	特定扶養親族の合計所得金額	控除額
特定親族特別控除 (扶養人数としてはカウントされない)	58万円超95万円以下	45万円
	95万円超100万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	3万円

特定親族のうち所得58万超123万円以下が対象です。

※特定親族特別控除を相互に取り合うことはできません。

※特定親族が他の者の配偶者である場合は、特定親族特別控除または配偶者特別控除いずれかの適用となり他の方と重複して適用することはできません。

㉒基礎控除（所得税の控除額とは異なります）

本人の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	0円（適用なし）

㉓医療費控除 添付書類：医療費控除の明細書

本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために令和7年中に支払った医療費がある場合

（1）一般的医療費控除（最高200万円）

支払った医療費の総額	-	保険金などで補てんされる金額	-	ア 総所得金額等の合計額の5% イ 10万円 ※ア、イのいずれか少ない方
------------	---	----------------	---	--

支払った医療費が還付される制度ではありません。

（2）セルフメディケーション税制（最高88,000円）

支払った特定一般医薬品購入費の総額	-	保険金などで補てんされる金額	-	12,000円
-------------------	---	----------------	---	---------

均等割・所得割の課税判定

※合計所得金額：純損失、雑損失の繰越控除前の総所得金額等の額
 総所得金額等：純損失、雑損失の繰越控除後の各所得金額の合計額

扶養人数	なし	1人	2人	3人	4人	5人
均等割 合計所得金額	38万円	82.8万円	110.8万円	138.8万円	166.8万円	194.8万円
所得割 総所得金額等	45万円	112万円	147万円	182万円	217万円	252万円

次の①、②に該当する場合は、市県民税が非課税になります。

- ① 合計所得金額が135万円以下で、障害者・ひとり親又は寡婦・婚姻歴のない未成年のいずれかに該当する人
- ② 生活保護法によって生活扶助を受けている人